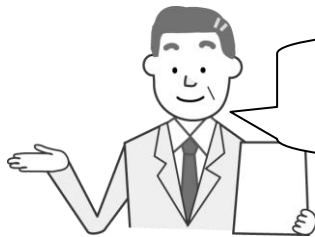


# 消費者被害注意報 No. 44

## 相談事例

医療機関債の契約に関する相談が増えています！

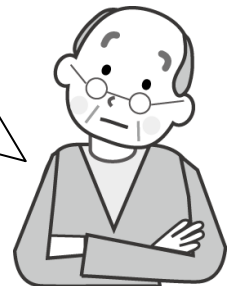
### ～新手のもうけ話にご注意を！！～



医療機関債を買いませんか？

3年間、毎月9,000円の配当が受け取れて、3年後に元本が戻ります。

知らない病院から電話で勧誘された。  
電話の翌日、担当者が自宅に来訪し、300万円分の医療機関債を購入することにし、契約書にサインした。  
別居している息子に話したら、「怪しい話だ。大丈夫だろうか？」と心配されているのだが、、、？



## 見守りのポイント

電話や訪問で「医療機関債」の勧誘をされ、トラブルになる相談が増えています。

「医療機関債」の他にも、「病院債」「医療債」「病院への投資」などという言葉も用いられており、「安全な商品」「貯金のようなもの」「高い利息が付く」と勧められます。

医療機関債の契約は、金銭消費貸借契約(病院が借り手、消費者が貸し手となるお金の貸し借り)で、国債や預貯金のような金融商品ではなく、リスクなどが大きく異なります。借り手の医療機関の経営が悪化し倒産した場合は、元本が一切戻らない恐れもあります。

医療機関債は、その病院とは関係のない不特定多数の個人に勧誘することは一般的ではないと考えられるので、安易に話をうのみにせず、少しでも不審な点や分からない点がある時は、**家族や周りの人に相談しましょう。**

新手のもうけ話にご注意を！まずは、消費生活センターへご相談ください。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

## 相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111